

教育講演 6

性的虐待への理解と対応をもとめて

北山 秋雄 (長野県看護大学健康保健学)

1988年から1989年にかけて、埼玉県と東京都で4人の女児が相次いで誘拐、殺害された「連続幼女誘拐殺人事件」以降、わいせつ目的の女児の誘拐殺害事件が後を絶たない。近年でも、2004年奈良市女児誘拐殺害事件、2005年広島市女児誘拐殺害事件等の犯罪が相次いで発生・報道され、「子どもへの性的虐待」が社会の関心を集めている。これらの加害者は子どもから見れば殆ど見知らぬ大人であるが、実は「子どもへの性的虐待」のおよそ7割が家族や身内等顔見知りによる犯行であるために潜在化しやすく、被害児童は長期にわたり保護も治療もされずにいることが少なくない。その意味で、「子どもへの性的虐待」は封印され隠蔽された「沈黙の犯罪 (silent crime)」と言えよう。

筆者が小児保健研究 (2004, 63巻) に投稿した¹⁾、日米の類型別子どもの虐待発生率比較によれば、日本は米国の、身体的虐待1/4.6倍、ネグレクト1/18.2倍、性的虐待1/61.1倍、心理的虐待1/6.9倍であった。とりわけ、性的虐待発生率の格差は虐待の定義の相違もさることながら、理解・認識の不足や予防から早期発見・早期対応、被害児の回復への援助に対する取り組みの遅れが大きく影響しているものと思われる。「子どもと家族の心と健康」調査²⁾委員会が行った、わが国で最初の一般住民に対する全国無作為調査 (1999) でも、女性39.4%、男性10.0%が18歳までに身体的非接触を含めた性的虐待を受けていた。痴漢にいたっては、18歳までに19.4%の女性が被害に遭っていた。レイプおよびレイプ未遂も18歳までに5.1%の女性が経験していた。また、小学校卒業までに一

般女性1,000人あたり8.6人 (0.86%) が性的虐待 (痴漢等) を受けていた。実父・継父、兄から「むりやり性交された・されそうになった」ものは一般女性1,000人あたり少なくとも2.3人 (0.23%) に達する。これらの数値を海外の調査 (Russell, D. E. H. (1983)³⁾, Badgley, R. (1984)⁴⁾, Finkelhor, D. (1990)⁵⁾) と比較すると、男性の割合が低いものの、女性では大きな差異が認められない。従来から、性的虐待の予後の深刻さと広範性が指摘されてきたにもかかわらず⁶⁾、依然潜在化している事例 (dark figure) が相当数にのぼるものと推測される。

Krugman, D. C. (1988)⁷⁾によれば、子どもの虐待に対する社会の対応には6つの発展段階がある。第一段階は虐待があること自体を認めない、第二段階は身体的虐待があることを認める、第三段階は親から子どもを保護する、第四段階は加害者の治療に取り組む、第五段階は性的虐待に対応する、第六段階は虐待の発生予防に取り組む。もちろんこれらの対応は重層的に発展するものであるが、欧米先進国の子どもの虐待に対する取り組みでも、性的虐待に対する対応は最も難しい課題とされている。実際、保健医療福祉の現場では、性的虐待特有の密室性・隠蔽性、物証の少なさ、子どもの証言の信憑性、司法面接・検査体制の不整備等から被害児の対応に深刻な問題が生じている。とりわけ、喫緊の課題は、子どもの証言の信憑性にかかわる司法面接の確立と導入である。欧米では1980年代から子どもの証言の信憑性に関する研究 (Summit, R. C. (1983)⁸⁾, Herman, J. L. & Schatzow, E. (1987)⁹⁾) や司法面接技術

が開発されて、1990年代には子どもの証言が証拠として採用されている。子どもの証言の信憑性については、「性的虐待順応症候群 (Sexual abuse accommodation syndrome)」（Summit, R. C., 1983）として、性的虐待を受けた子どもの典型的な心理的反応パターンが解明された。すなわち、子どもは、罪悪感、加害者や家族・自身の今後に対する不安から、秘密にしたり、証言を撤回したり、健忘・解離したり、被害の時間や場所の記憶が曖昧になったりすることがあるが、嘘や証拠のねつ造はしないことが明らかになった。性的虐待を受けた子どもに繰り返し同じことを聴くことは、二次被害・再トラウマをもたらすのみならず、子どもの被暗示性から話が変わることもあるので、ビデオ収録などによって、一回ですべての司法プロセスが完結するような司法面接の確立と導入が不可欠である。

子どもの性的虐待の本質は信頼関係の裏切りによる自己の断片化（こころの破壊）—連続性を失った自己—をもたらすことである¹⁰⁾。通常、自我は乳幼児期の自他の境界が流動的な外界の影響に無防備な状態から、徐々に心身ともに自他の区別をして自分を一個の人格として意識するようになる。バラバラのモザイク的な存在ではなく、ひとつのまとまりのある内的整合性を自覚して外界の脅威から身を守ろうとする。その正常な発達過程において、小児期の「わたし」と今の「わたし」は別個の人格ではなく、連続性を持った同一人物であり、記憶や自己概念に深い断裂や亀裂が生じることはない。ところが、小児期に性的虐待と信頼関係の裏切りというこころの外傷を体験して寛解しないまま成長すると、人間不信・自己嫌悪、対人関係障害等が生じやすくなる。被害児の特徴である、低い自己価値、自責感、見捨てられ感、自分を守るスキルを持たない等のいわゆる易傷性 (vulnerability) が形成される。その意味において、家庭内性的虐待はその最たるものである。家庭内性的虐待に対する取り組みは、最高裁の尊属殺重罰に対する違憲判決 (1973) —実父による性的虐待事例—以降も子どものエンパワメント視点の欠如が顕著な他、社会啓発や法的整備の遅れ、捜査手法の遅れ、被虐待児童や非加害家族の

援助に利用できる資源（人材や施設など）の不足等から欧米先進国に比べて10年以上も遅れている。家庭内性的虐待はしばしば長期にわたり反復されていることがあり、特に長女の場合母親役割を担っていることがあり、親子分離・保護しても役割喪失の不安から再び親元に戻ることが少なくない（これを外傷的拘束 traumatic binding という）。また、低年齢から性的虐待を受けた子どもの場合、加害者から「愛しているから性行為をするんだ」というメッセージを与えられていると、愛情と性行為がイコールの関係になり、親しくしたいひとに無意識裡に性行為を求めることがある。ただし、被害児が本質的に求めているのは愛情であって性行為ではない。性的虐待の被害児に接する際、このことに特に留意していないと、被害児の言動に振り回されたり巻き込まれること (enmeshment) がある。

性的虐待を受けた子どもの中には、性的刺激 (快感) によって理性的コントロールを失い、感情が混乱し、より強い性的快感を求めたり、不安、羞恥心、罪悪感を減らしたりするために反社会的問題 (強姦等) を起こしたり、満たされない愛情や安心感を得るために性的逸脱行動 (売春等) に走ったりすることがある。特に、性的虐待を受けて日の浅い子どもの中には、自身の虐待体験を意味づけたい、逃れたいがための適応機制のひとつとして、被害を受けた状況に再度身を置こうとする、いわゆる「再演行動 (re-enactment)」が見られることがある。その場合には、安心・安全な環境の中で被害児の気持ちに寄り添い話を聴いてあげることをおして、虐待の再意味づけのプロセスを援助する必要がある。

今後の課題については、次の6つを挙げたい。

1. 被害確認のための司法面接の確立と導入
2. 被害・再被害のアセスメントの確立
3. 被害児・非虐待家族に対する長期的継続的援助 (親子分離・保護だけでは解決できない)
4. 性被害児専用の一時保護施設等の整備
5. 加害者に対する援助技術・援助
6. 予防啓発活動の推進 (特にインターネットの有害情報の規制は焦眉の課題である)

近年、「永遠の仔」(天童荒太著, 1999) がベ

ストセラーになったり、「児童買春・児童ポルノ禁止法(1999)」、「改正児童虐待防止法(2004)」等が施行されたりして、徐々に性的虐待の実態と予後の深刻さ・援助の困難さが一般の人々にも理解され始めてきたが、他のタイプの子どもの虐待ほどには社会の「意識昂揚 (awareness-raising)」が起きてはいない。性的虐待は特定の社会の特殊な現象ではなく、深刻かつ広範に潜在する犯罪であることを今一度明記して掲筆する。

文 献

- 1) 北山秋雄. 子どもの虐待をめぐる, 小児保健研究 2004 : 63 : 112-114.
- 2) 「子どもと家族の心と健康」調査委員会 (代表 平山宗宏). 日本性科学情報センター, 1999.
- 3) Russell, D. E. H., The Incidence and Prevalence of Intrafamilial and Extrafamilial Sexual Abuse of Female Children, Child Abuse and Neglect, 1983 ; 7 : 133-146.
- 4) Badgley, R., Allard, H., McCormick, M. et al. Committee on Sexual Offences Against Children and Youth, Ottawa : Canadian Government Publishing Centre, 1984.
- 5) Finkelhor, D., Hotaling, G., Lewis, I. A., & Smith, C., Sexual abuse in a national survey of adult men and women, Child Abuse & Neglect, 1990 ; 14 : 19-28.
- 6) 北山秋雄, 家庭内性虐待, 子どもの人権双書⑨ 子どもたちと性, 坪生節子編, 2001 : 99-114, 明石書店.
- 7) Krugmann, D. C. et al : The New Child Protection Team Handbook, Garland Publisher. 1988.
- 8) Summit, R. C. The Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome, Child Abuse & Neglect, 1983 ; 7 : 177-193.
- 9) Herman J. L. & Schatzow, E. Recovery and Verification of Memories of Childhood Sexual Trauma, Psychoanalytic Psychology, 1987 ; 4 : 1-14.
- 10) 北山秋雄編. 子どもの性的虐待—その理解と対応を求めて—, 大修館書店. 1994.